

伏見の津田家とその一族

馬 部 隆 弘

はじめに

細川京兆家の内訌は、細川高国—晴国—氏綱と細川澄元—晴元の二派に分裂して約半世紀も続く。高国没後は、劣勢となりつつもその残党を支援する者があとを絶たず、最終的に氏綱が勝利することで京兆家の内訌は幕をおろした。したがって、看過されがちな高国残党の動きを明らかにしなければ、この内訌の実態は理解できない。かかる視点から、筆者はまず高国残党を率いて戦い続けた傍流の細川国慶を対象として、その陣容や動向を検討した⁽¹⁾。そのうえで、国慶に仕えた柳原（京都市下京区）出身の今村家を対象として、京郊の土豪が高国残党に与同する理由について次のように論じた⁽²⁾。

京郊の土豪層は、土地の支配だけでなく、京都に出入りする流通の支配にも重きを置いている。ゆえに、京畿の政治情勢に影響を受けやすいため、中立的な姿勢をとるのが無難なはずである。ところが、京兆家の内訌が深化すると、四国方面から上洛を目指す澄元・晴元方が京都の外側から利権を確保しようとする土豪と結ぶため、既得権の維持を図る京都側の土豪は自ずと既存の高国方と結ぶこととなる。かくして、京兆家の内訌は、京郊における土豪の利権争いに下支えされる側面も有するようになった。

右の構図は、限られた事例に基づく素描に留まっているので、他の土豪の事例も加味しながら、より具体化していく作業が求められる。そこで本稿では、今村慶満と並んで国慶に仕えた津田経長とその一族に目を向ける。ただ、経長については、新次郎という弟の存在以外、史料上では血縁関係を確認できない⁽³⁾。そのため少し視野を広げて、経長の本家筋と思われる伏見の津田家を中心にその動向を明らかにしたい。

なお、京都の外港にあたることもあって、伏見の津田家に対する言及そのものは、これまでいくつかみられる。例えば、三浦圭一氏は、「湖上用船舶や、車力を抱えて京都に物資輸送業をもおこなっていたらしい伏見の津田備前入道（問屋か）」と指摘している⁽⁴⁾。同じく流通への関与に着目した鍛代敏雄氏も、「伏見の津田は馬借や車借を抱え、同族で輸送業に携わっていた問屋」とする⁽⁵⁾。また、朝倉尚氏は、景徐周麟の漢詩を解釈するなかで津田家の実態に触れている⁽⁶⁾。さらに天野忠幸氏は、「三好長慶の家臣の出自に触れるなかで「津田経長は伏見法性寺の酒屋で交通路を掌握していた」とする⁽⁷⁾。

右のように、それぞれの問題関心に沿うかたちで、時代や立場の異なる

人物が取り上げられるに留まっており、相互の関係や立場の相違についてはほとんど触れていない。にも拘わらず、「津田」という名が出てくると、同族として一括りにされる傾向もみられる。その点は、新たに東福寺門前の法性寺という居所と酒屋という業種を追加して混交する天野氏の指摘に典型的といえよう。

そこで本稿では、伏見津田家の存在が確認できる時期全体を対象として、地域的な幅もとりつつ、可能な範囲でそれぞれの人間関係を明らかにすることとした。その際、今村家の事例でも用いたように、高国方と晴元方の対抗関係と照らし合わせることが有効になるとと思われる。

一 津田兵庫助家

1 居所

景徐周麟は、長享元年（一四八七）に「伏見津田」に請われて、彼の子息である「月渓照居士」の斎会に赴いている⁽¹⁾。これが、伏見津田家の確実な初見となる。そのとき景徐は、次のような一首を詠んでいる。

【史料1⁽²⁾】

津田宅

毎歳民間多水旱、津田封内独秋成、深溝固壁地高下、執銳披堅人送迎、入里富家金谷近、從軍油幕白雲横、伝聞京尹頻頻顧、見雪見楓還見桜、「富家」で「深溝固壁地高下」とあることから、「津田宅」は財をなし城構えをしていた様子が窺える。すでに延徳元年（一四八九）には、「就禪盛松梅院時之借錢、伏見津田泉州八田庄へ可入部由及違乱」とみえるよう⁽³⁾、「伏見津田」は金融活動の傍ら、武力行使もしうる存在となつて

いた。一五世紀末まで伏見でその姿が確認できないにも拘わらず、史料に登場する当初から有力者として活動していることには注意を払いたい。

【史料1】には「伝聞京尹頻頻顧」ともあるが、実際、延徳四年に「誓田之畠山次郎使并越智之岸田以下、於伏見津田之在所、細川与会合」、明応九年（一五〇〇）に「公方細川御共申、於宇治川船御遊在之、魚共被取之、宗益⁽⁴⁾先陣也、細川ハ津田之所ニ在之」とみえるように⁽⁵⁾、京兆家当主の細川政元は「津田宅」を度々訪れている。

永正四年（一五〇七）に政元が暗殺されると、京兆家の家督を巡る争いが始まる。翌五年に細川澄元との間に確執を生じ京都を退去した細川高国は、再入洛を図って「伏見ノ津田兵庫助力城ニ楯籠」もって京都を窺っている⁽⁶⁾。ここから、【史料1】にみえる城構えは津田兵庫助のものと考えられる。

【史料2⁽⁷⁾】

城州池田除常舞⁽⁸⁾半済事、去年一円任被返付之旨、今度対地下人被成奉書之処、為藉⁽⁹⁾白弓⁽¹⁰⁾被申付之、津田兵庫助押領云々、太不可然、早可止其妨之段御下知之上者、司令全所務給之由所被仰下也、仍執達如件、

明応七年十一月十五日

豊前守（花押）
前信濃守（花押）

宛所は裁断されているが、「西園寺家雜草」が「城州池田除常舞院事」について訴えている事例から、西園寺家旧蔵文書と判明する⁽¹¹⁾。【史料

2】では、津田兵庫助が畠山基家に申し付けられたと称して鳥羽の池田を押領している。基家は、明応四年から五年にかけて山城守護をつとめているので⁽¹²⁾、それに従つて行動していたようである。そのほか、延徳三年から四年にかけては、浦上則宗の使者として津田兵庫助が相国寺の龜泉集

証のもとを度々訪れている⁽²⁵⁾。このような活動を踏まえると、文明一〇年（一四七八）に京都で屋敷の所有が確認できる「津田兵庫助光重」は同人物である可能性が高い⁽²⁶⁾。以上のように津田兵庫助は、特定の家の被官となることで勢力を伸ばすのではなく、経済に基盤をおきつつ様々な権力と関係を結んでいたようである。

ここで改めて確認したいのは、津田兵庫助の城の性格である。この城は、京兆家の拠点として使用されているかにみえるが、高国擁立にあたって旗幟を鮮明にするまでは、他勢力との会合や遊興の場として用いられていた。より具体的には、政元が幕府と敵対関係にある皇山基家との会合に使用していることが注目される。特定の権力と結びついていない津田兵庫助の城には、このように中立的な場としての性格が伴っていたのであるう⁽²⁷⁾。

2 歴代

本節では、前節でみた津田兵庫助を初代としたうえで、以後の歴代当主を明らかにしておきたい。

連歌師の宗長は、伏見の津田聚情軒と懇意にしていたことがその日記から知られるが、大永六年（一五六六）には「聚情同名^{（津田）}北村兵庫助」から醍醐への周遊に誘われている⁽²⁸⁾。ここから津田兵庫助家は、北村姓も用いていたことが判明する。延徳二年（一四九〇）には、「玄蕃殿^{（細川元吉）}へ御使ニ罷候、きたむらと申物ニ御^{（指）}なて物を渡也」とみえるように、細川国慶の祖父で細川玄蕃頭家の初代にあたる元治の近くに北村氏が仕えている⁽²⁹⁾。三条西家領美豆牧の莊務を請け負う元治は、永正元年（一五〇四）に「代官北村」を任じているが、同四年に元治らが解任され、代わりの代官が入部すると、「^{（細川元吉）}玄蕃頭違乱」として「美豆御牧北村衆攻來」している⁽³⁰⁾。さらに

永正元年の元治らによる淀城・神足城攻撃にも、「伏見津田」が加わっている⁽³¹⁾。

このように、津田兵庫助家はもともと特定の家に属さなかつたが、次第に元治との関係を深めていく。元治は、高国擁立の中心的存在であることから、永正五年の伏見入城にも密接に絡んでいるに違いない。このような高国派としての玄蕃頭家と津田兵庫助家の関係を前提にすると、国慶に仕える経長は、兵庫助家の系譜に連なると考えられる。

永正一七年を初見として三条西実隆のもとを頻繁に訪れる「津田入道」は、「津田伊賀入道」とも呼ばれしており、息子の名は「兵庫」である⁽³²⁾。「魚市事伏見遣人処、津田他行」とみえるように、伊賀入道の居所は伏見であった⁽³³⁾。これらの点から、伊賀入道が津田兵庫助家の人物であることは明白である。

「北村方施主」として修された天文六年（一五三七）六月付の諷誦文には、「伊賀入道融雲宗春也」と注記されており、伊賀入道の法名が判明する⁽³⁴⁾。晩年の宗春は醍醐に居所を移して融雲寺を建立しており、天文九年に修した結縁灌頂の様子から、その寺の間取りも知ることができる⁽³⁵⁾。宗春の息子にあたる兵庫助の諱は「宗堯」である⁽³⁶⁾。大永六年に金融活動をする「北村兵庫」や⁽³⁷⁾、前述の「聚情同名^{（津田）}北村兵庫助」は宗堯に違いない。さらにその子は弥次郎を称しており、永正一七年に元服している⁽³⁸⁾。

「伏見津田退散、一宮將監^{（茂長）}入部云々」とみえるように⁽³⁹⁾、大永七年の桂川合戦で高国方を追った晴元方の一宮成長が入部すると、兵庫助家は伏見を退散した。しかし、宗春・宗堯・弥次郎の三代は、経長が国慶内衆として活動している間も、醍醐周辺にて健在で、土地を買得するなどの経済

活動も確認できる⁽³²⁾。したがって、経長は兵庫助家周辺を出自とするも、当主ではない。

さて、右の系譜から推測するに、宗春は若い頃に兵庫助と称していた可能性が高い。長享元年（一四八七）に没した月溪の享年は二〇歳とされるので⁽³³⁾、その父の初代兵庫助と宗春が仮に同一人物だとしたら、宗春の享年は一〇〇歳近くになる。宗春の母も享禄五年（一五三一）まで存命しているので、相当の長命となってしまう⁽³⁴⁾。よって、初代兵庫助と宗春は別人とみるのが適当である。中立的な立場にあった初代兵庫助と玄蕃頭家に仕えた北村の間に性格の違いが見出せるので、玄蕃頭家と「伏見津田」あるいは「津田兵庫助」が一体となって行動を始める永正元年から五年あたりに、初代兵庫助から宗春への世代交代があつたのではなかろうか。

なお、細川氏綱に仕えた津田経長がともに伏見へ赴いた天文二三年を最後として、伏見における津田家の活動は途絶えてしまうが⁽³⁵⁾、醍醐に移った津田北村家は近世にも存続している。『地下家伝』には、醍醐寺三宝院門跡の侍である北村家の系譜が紹介されているので、江戸初期までに限つて検討しておきたい⁽³⁶⁾。

そこで初代は、「伊賀守宗春」で、天文一九年一二月六日没とされる。

宗春はかなりの長寿であったようで、「北村伊賀」の活動は天文一八年まで確認できるので⁽³⁷⁾、没年は信用してもよさそうである。

続く「一代田の「伊勢守宗永」」は、永禄九年（一五六六）二月一〇日没で、「候三宝院御門跡」とされる。天文一二年の北村兵庫助宗堯申状に「北村弥次郎山上へ罷上時渡物註文」とみえるように⁽³⁸⁾、三宝院門跡に仕えたことが明確となるのは宗堯息の弥次郎からなので、彼が宗永にあたると思われる。つまり、この系譜は、宗堯一代が抜け落ちていることとなる。

3 出自

本節では、津田兵庫助家の出自について検討しておきたい。醍醐に今も存続する融雲寺には、次のような寺伝が残されている。

【史料3⁽⁴³⁾】

当寺は淨土宗永觀堂末にして山号は聖容山、天文年間近江栗本城主北村加賀守宗正嫡子伊賀守正春醍醐に移住し、其子伊勢守宗永が天文二十年亡父追孝のため之を創立し、其法名融雲を以て寺号とす、舍弟甫

三代目は「宗久」で、慶長三年（一五九八）二月一七日没とされる。弥次郎と称した宗永の子息なので、永禄五年に三宝院門跡への「出仕始」が確認できる「北村弥二郎」と同一人物であろう⁽³⁹⁾。

四代目は「宗田」で、貞享一年（一六八五）九月一七日没とされる。文禄五年（一五九六）に久次郎の名でみえるのを初見として⁽⁴⁰⁾、彼は三宝院義演の日記にしばしば登場する。慶長五年の初見から豊臣秀頼への使者という大役をつとめている北村久兵衛はおそらく同一人物で、さらに慶長一年には主水正へと改称していることが確認できる⁽⁴¹⁾。

なお、「北村党」と称されるように、北村家は右の一流のみが単独で存在していたわけではない⁽⁴²⁾。慶長五年に「北村兵庫」、慶長九年に「北村兵庫入道子兵吉御樽進上、則兵左衛門ニ罷成」とみえるように、三宝院門跡に重用される家とは別に兵庫助を名乗る嫡流も存続していたようである⁽⁴³⁾。『地下家伝』の系譜は、三宝院門跡に仕えた初代宗永を宗春に直結させることで、嫡流であることを主張しているのではなかろうか。それゆえに、宗堯以降の実際の嫡流が省かれてしまったのであるう。

ここでは、津田北村家を近江出身としている。ただし、醍醐に移住した伊賀守は正春ではなく、正しくは宗春であった。その息も宗永ではなく宗堯である。この点は、『地下家伝』の系譜から派生したものと思われる。また、融雲寺を創建したのは子息ではなく宗春自身であつたし、天文九年（一五四〇）にはすでに存在していた。このように極めて誤りが多いため、近江出身説についても慎重になる必要があるが、伏見津田家の初見が長享元年（一四八七）でそれ以前に遡らないことから、移住説はあながち誤りでもなさそうである。

なお、【史料3】のもとになつたと思われる『地下家伝』の系譜では、宗春の出自が「江州栗本北村城主後移住于醍醐」とされる。融雲寺の伝では、「栗本城主」とされていたが、微妙に異なり栗太郡の「北村城主」と解釈しうる文章となつてゐる。この点は改めて最後に検討したい。

融雲寺の寺伝で開基とされる智空甫叔は、禅林寺永觀堂の住職として知られる。その禅林寺には、甫叔の出自について次のように伝わつてゐる。

【史料4（⁴⁵）】

四十六世智空甫叔上人

天正十四年六月二日五十八歳寂、

議云、上人父北村伊賀守宗春為江州武族、隨縁住、城州下醍醐建立融雲寺、為菩提場、次男甫叔為開山、

融雲寺は、近江出身の北村伊賀守宗春が建立し、その次男にあたる甫叔が開山したという。融雲寺はすでに天文九年には存在が確認できるが、そのとき甫叔はまだ一二歳である。よつて、ここでいう「開山」とは、宗春が没したのちに菩提場として改めて開山したことを意味するのである。融雲寺の寺伝と異なり、史実に近いことから、近江出身説も一定の信憑性

があるようと思われる。

ただし、疑わしい点も存在する。甫叔は天正一四年（一五八六）に五八歳で没しているので、享禄二年（一五二九）の生まれであり、宗春の次男だとすれば兄の宗堯とかなりの年が離れていることとなる。仮に甫叔を宗堯の子と想定しても、やや無理が生じる。なぜなら、永正一七年（一五二〇）に宗堯の子息である弥次郎が元服しており、続けて天文七年に弟の長満丸が元服しているが⁴⁶、天文七年に甫叔はまだ一〇歳だからである。よつて、この点についての結論は留保しておきたい。

近江出身説に関して改めて注目したいのは、【史料1】の「従軍油幕白雲横」という一文である。朝倉尚氏は、唐代の狄仁傑が大行山に登つて故郷の方の白雲を望見し、老親を思い嘆息した故事に拠つていると解し、長享元年の第一次六角征伐に従軍した際に故郷の老親を思い遣つたことを意味するとした。つまり、初代兵庫助の父は近江にいたことを暗示しているのである。

第二次六角征伐に従軍する浦上則宗は、近江野洲郡笠原（守山市笠原町）の光明寺に陣を設けていた⁴⁷。光明寺は、かつて子璞周瑩が寓居としたところで、第二次六角征伐の頃には初代兵庫助の息である一眼がここにいるという⁴⁸。その縁で則宗は光明寺に陣を置いたものと思われる。ここからも、初代兵庫助は近江出身であることが裏付けられよう。

二 その他の津田一族

ここからは、京都近郊で活動するその他の津田氏について、事例を検出

する。最初に取り上げたいのは、津田与一家である。この通称を用いた重定なる人物の発給文書が九通確認できるので、まずはその概要から彼の情報整理しておく。

重定の確實な初見は、賀茂社に送った九月四日付の書状である⁽³⁾。そこには、「明日五日ニ御屋形様へ大内殿御出候て御能させられ候」と記されており、永正五年（一五〇八）九月五日に細川高国が大内義興（ら）を饗應して能を催している事実と合致することから年次が比定できる⁽³⁾。また、この一文から高国に仕えていることも判明する。

それとは別の書状でも、「屋形撰州下向」に臣従すると述べていることから、高国との近くに仕えていたことは間違いない⁽³⁾。この書状の紙背には永正一〇年付の案文が記されていることから、その年かもしくはそれ以前に年次を絞ることができる。

賀茂社に対する書状で、「西岡江御勢遣」につき「太田方にも可罷立由被仰出候」と述べているように⁽³⁾、重定と太田保定は対になって軍事行動が命じられていた。東寺に伝わる書状にも、六通全てに保定の名前が登場しているように、両者は常に連携して事にあたっている⁽³⁾。東寺が保定・重定の両名に音信を贈ったのは、永正八年の「当年瓜事、両守護代者可被略之、但太田藏人二荷・津田与一」⁽³⁾「一荷可被遣之由治定事」という事例しか確認できないことから⁽³⁾、東寺に残る重定書状もその前後に集中していると推測される。以前論じたように、高国は近習の不正を予防するため、常に複数名で行動させていたことから⁽³⁾、保定と重定もその範疇で捉えることができよう。保定は東寺担当の「寺奉行」なので⁽³⁾、重定はその補佐にあたったものと思われる。

以上のように、重定の動向は永正五年から一〇年までのわずかな期間し

か把握することができない。そのため、高国の近習としての活動のみしか判明せず、伏見との関係性を窺わせる動向は一切確認できない。

しかし、兵庫助家と何らかの関係は有していたはずである。なぜなら、「淀小畠越前守」に対し「毎年音信」を三種三荷ずつ遣わしているからである⁽³⁾。その初見にて、すでに「毎年音信」を贈っているとしているので、やりとりが天文五年以前に遡ることは間違いない。それに加えて本願寺は、「津田内の者」あるいは「津田手衆」と呼ばれる者に対して、三貫と「荷別」として「貫を「路次之儀」として遣わしていた⁽³⁾。より具体的には、三貫は「上り公事」とも呼ばれ杉山なる人物が、一貫は「駄別」とも呼ばれ布施なる人物が徵収していた⁽³⁾。

「惣而音信非年始儀候」と注記しているように⁽³⁾、右の一式は例年のことになりつつも、あくまでも「路次之儀」として遣わしていたようである。年頭儀礼ではないことをあえて注記していることから、与一家は京兆家近習クラスのさほど高い家格ではないと本願寺では認識していたのだろう。

細川晴元が実権を握った時期になると、俄に伏見の領主として台頭していくことから、高国方の姿勢を保って醜聞に退いた兵庫助家に代わって、与一家は晴元方につくことで伏見の支配権を継承したものと考えられる。のち天文一〇年に木沢長政が晴元に見限られ、翌年滅亡⁽³⁾すると、淀の小畠越前守と伏見の津田与一も同時に姿を消してしまう。このことから、より厳密には、高国方から晴元方に転じた長政に近付くことで成長を遂げたと推測される⁽³⁾。

2 津田与次家

文明一三年（一四八一）に金融活動を行う「津田与次」や、同年から一六年にかけて、「山城國鳥羽之内池田村地頭分算用狀」を毎年作成している「津田与次忠重」がいる⁽²⁾。これが、津田与次家の初見となる。すでに文明一九年には朝廷への働きかけを始めており、「庭田より^(津田)（与次）^(進上)よし^(申)たりたきよし申とて、^(折)おり三かう・すゝき三・はむ一折・やなき五かまいる」とみえる⁽³⁾。明應二年（一四五三）や永正七年（一五一〇）にみえる「津田与次宗寿」は同一人物であろう⁽⁴⁾。後述するよう、朝廷と関わりを持つ津田氏はのちに津田与次郎と称していることから、文龜元年（一五〇一）から永正元年にかけて、「茶木之内田式段」を巡って石井親治・長親と相論をする津田与二郎も同一人物である可能性がある⁽⁵⁾。

永正一七年に京郊を違乱した三好之長が高国によって倒されると、三条西家領である淀魚市の代官に「津田与次^(法性寺)酒屋」が就任する⁽⁶⁾。鳥羽と法性寺が至近であることから、忠重と同一の家と思われるが、永正一四年に通字が共通する「津田与次説重」の名がみえるので⁽⁷⁾、代替わりしたと判断される。このように津田与次家は法性寺を居所とし、酒屋を営んでいた。天野忠幸氏は、津田経長を「伏見法性寺の酒屋」出身とする典拠を明示していないが、おそらく伏見の津田家と津田与次家を一体のものと理解しているのであろう。

「魚市加増代⁽⁸⁾改易事、白伏見津田申之」とみえるように、魚市代官の人事に伏見の津田家が介入していることから⁽⁹⁾、津田与次も津田宗春の口入れによって代官に就任したものと思われる。よって、両者には何らかの関係があると思われるが、津田与次家と経長の関係については一切見出

せない。

ただし、与一家と与次家では、通称の「与」と通字「重」が一致することから近い関係にある可能性は残される。同様に、大永六年（一五六六）にみえる「津田与四郎重和」も、同族の可能性があるだろう⁽¹⁰⁾。

なお、享禄二年（一五二九）に中興氏に代わって禁裏御倉職に就任した津田与次郎は⁽¹¹⁾、酒屋を営み、早くから朝廷に働きかけていたことを踏まえると、法性寺の津田与次家当主とみてよいかと思われる。彼は天文一四年（一五四五）六月まで御倉職に在職した確証があり、天文一九年六月以前には離職したようである⁽¹²⁾。その時期からして、天文一八年の晴元権力の崩壊とともに没落したとみてよいのではなかろうか。すなわち、高國方の姿勢を保っていた兵庫助家に対して、与一家と与次家は晴元方に転向することで活路を見出したと想定しうるのである。与一家と与次家が近い関係にあることは、この側面からも窺うことができる。

3 津田一族の出自

先学も指摘するように、伏見の津田家は一族で經營に携わっていた様子が窺える。例えば、先述のように津田聚情軒と兵庫助家は同名関係にあつたほか、月溪の斎会の礼にも津田同名の使者が訪れている⁽¹³⁾。津田兵庫助の城に細川高国が籠城した永正五年（一五〇八）に、十一箇郷と伏見の合戦において討ち死にした北村藤兵衛もその一人であろう⁽¹⁴⁾。また、大永四年（一五二四）に宗長が伏見から紫野まで車力による材木の運搬を依頼した伏見の津田備前入道や、大永七年に伏見大通院とともに三条西実隆のもとを訪れた津田勘解由などもいる⁽¹⁵⁾。そのほか、兵庫助家が醍醐へ退き与一家が伏見に勢力を伸ばしたのちも、山科言継が伏見宮家へ赴く際

に津田佐渡守・太郎左衛門・又三郎の三名が法性寺まで迎えにきているよう、かかる一族の存在は確認できる。⁽²⁶⁾

注意したいのは、京都およびその周辺における津田氏の活動は、伏見に限定されるものではないということである。

例えば津田藤五郎明孝は、北野社松梅院の侍として、同僚である丹波出身の小畠長守と連署状を発給するなどの活動が確認できる。⁽²⁷⁾ あるいは、松梅院の奏者や使者などもつとめている。⁽²⁸⁾ 彼は譜代の被官ではなく、松梅院に仕官したのは長享三年（一四八九）のこと、「津田乞暇、江州江罷下也」とみえるように近江出身であった。⁽²⁹⁾

一休宗純の弟子である津田孫右衛門尉隆盛は、法名を宗鏡という。⁽³⁰⁾ 彼は六角町に土地を所有しているように京都で活動をしていたが、近江出身であった。⁽³¹⁾ 息子と思われる小次郎説忠と連署した大豆の寄進状では、分量を堅田の枡で示していることから同地出身とみられる。⁽³²⁾

また、宮島松千代・靄千代兄弟の父が没した永正二年以降に、二人の後見人である近江の中嶋三郎左衛門が、宮島家の所有する京都の屋敷を津田藤四郎に預けていたところ、藤四郎が謀って北村に売却してしまったという。⁽³³⁾ この北村もおそらく伏見津田家の者であろう。このように、津田藤四郎は近江と京都を結ぶような立場にあつた。そのほか、近江と京都をつなぐ場にあたる大津にも、津田宗桂や津田修理入道宗幸などの存在が確認できる。⁽³⁴⁾

以上のように活動を概観すると、京都周辺の津田氏は伏見から拡がつていったのではなく、各々が個別に近江から進出してきたようである。その動きが文献上で遡れるのは文明一〇年（一四七八）の津田光重の事例までで、それ以降、加速度的に次から次に進出してきたということになろう。

本稿における成果の一つは、京都やその周辺における津田氏の多くは近江出身であることを明らかにした点にある。ここではまず、津田氏の出身地について、少しばかり推測を巡らしておきたい。

近江でよく知られる地名に、蒲生郡の津田荘（近江八幡市北津田町・中之庄町・南津田町）が存在する。琵琶湖岸にあり、流通の面からみても津田氏の名字の地である可能性は高い。

ただし、堅田や大津にも津田氏がいたように、もはや戦国期には津田氏の本拠地は近江に散在していたのではないかと思われる。したがって北村家も、その一部が定住先の地名を名字にした可能性が考えられよう。『地下家伝』で北村宗春の出自は、「江州栗本北村城主後移住于醍醐」とされていたが、北村（野洲市北）は栗太郡ではなく、そのすぐ北の野洲郡に存在する。⁽³⁵⁾ よって、ここが名字の地かもしれない。

『地下家伝』を尊重するならば、そこからさらに栗太郡へ移動したことも想定しうる。その点については、津田与次郎と同じく禁裏御倉職をつとめた立入氏の事例が参考となる。立入氏は野洲川沿いの野洲郡立入（守山市立入町）出身とされ、戦国期に入つてから京都で活動がみられるようになる。⁽³⁶⁾ しかも、その直前の文明一三年（一四八一）には、金融活動を行つ「江州栗本郡住人」の「立入貞久」が確認できるように、京都により近い栗太郡に展開しているのである。⁽³⁷⁾

そこで、周辺における津田氏の展開を探つてみると、文明九年には、野洲川の河口付近にあたる野洲郡今浜（守山市今浜町）に土地を所有する「津田弥三郎重祐」が見出される。⁽³⁸⁾ また、津田宗堯が厳助を誘つて、栗

太郡志那（草津市志那町）の蓮見物に赴いていることも注目される⁽⁸⁾。なぜなら、志那と隣接する下寺（草津市下寺町）のうち、琵琶湖岸には津田江村という集落が存在するからである⁽⁸⁾。津田北村家の出自は特定こそ不可能なもの、一連の情報を踏まえると、野洲郡から栗太郡にかけてのどこかにあるとみることは許されるであろう。

そして、立入氏の動向と、文明年間以降に津田氏が次々と京都周辺に進出したことを併せて考えると、歴史的背景として次のようなことが想定できる。すなわち、応仁の乱による京都の荒廃は、外部の者にとっては中央への経済的進出を図るまたとない好機であったに違いない。見方をかえる

と、大量消費地としての京都が持つ独自の求心力で、外部の人材と財力を引き付けることによって、首都の経済は再生産を遂げていたのである。

本稿のもう一つの成果は、経済に立脚するがゆえに中立的であった伏見の津田家が、高国方へ傾倒していくことや、一族での経営を維持するために晴元方につく人物も輩出したことを明らかにした点にある。これらの点が今村家の動向と合致することから、経済に基盤を置く京郊の土豪の普遍性が示せたのではなかろうか。

津田家と今村家は、京兆家の内訌に翻弄されながらも、高国方の姿勢を保ちつつ醜翻と柳原で存続することに成功した。問題は、晴元方の世になつた際であるが、今村家の場合は、高国方から晴元方に軽じた波多野秀忠の与力となることで、経営を維持している。津田家の場合も、天文一〇年（一五四一）に「北村伊賀相語⁽⁹⁾波多野備前守」とみえるように、秀忠の権力を背景として竹を略取している⁽¹⁰⁾。このように、高国方の姿勢を基本としつつも、人脈を駆使して晴元方のもとでも経営を維持する方策は、今村家と津田家で共通している。

註

（1）拙稿「細川京兆家の内訌と京都支配」（『日本史研究』第六二三号、二〇一四年）。

（2）拙稿「細川京兆家の内訌と京郊の土豪」（『史敏』通巻一五号、二〇一七年）。

（3）『北野神社文書』一五九号（『戦国遺文三好氏編』一〇四六号）。

（4）三浦圭一「戦国期の交易と交通」（同『日本中世の地域と社会』思文閣出版、

一九九三年、初出一九七六年）。

（5）鍛代敏雄「本願寺教団の交通網」（同『中世後期の寺社と経済』思文閣出版、一九九九年、初出一九八七年）。

（6）朝倉尚「景徐周麟の文筆活動—文明十九年＝長享元年（3）—」（『地域文化研究』第一七巻、一九九一年）。

（7）天野忠幸「畿内における三好政権の支配構造」（同『戦国期三好政権の研究』清文堂出版、二〇一〇年、初出二〇〇六年）。なお、初出時には法性寺と酒屋についての言及はない。

（8）『鹿苑日録』長享元年閏一月一三日条。

（9）「翰林葫蘆集」（上村觀光編『五山文学全集』第四巻、帝国教育会出版部、一九三六年）三一〇頁。

（10）『北野社家日記』延徳元年九月二〇日条。

津田与一家も、高国方から晴元方に転身した木沢長政と結んでいたと推測したが、右の事例はその傍証となる。京兆家の内訌も後半にさしかかると、長政や秀忠のように京都近辺で転身した京兆家近習が大きく成長するという現象が繰り返される⁽⁸⁾。その要因の一つとして、京郊の土豪をうまく引き込んだことが右の事例からは指摘できよう。

- (11) 『大乗院寺社雜事記』延徳四年正月二七日条・明応九年六月一一日条。
- (12) 『瓦林正頼記』永正五年条(『続群書類從』第一〇輯上)。
- (13) 京都府立京都学・歴彩館咸室町幕府奉行人連署奉書(中館古〇一六)。
- (14) 羽倉文書(『室町幕府文書集成奉行人奉書篇』一五三三号)。対象の所在は、羽倉家や津田家との関わりから後掲註(61)の「鳥羽之内池田村」と判断される。詳細は、池田好信「山城国」(網野善彦他編『講座日本莊園史』七、吉川弘文館、一九九五年)を参照されたい。
- (15) 『大乗院寺社雜事記』明応四年一〇月四日条・七日条・同五年一〇月五日条・六日条で、基家内衆の遊佐弥六が上山城守護代として活動している。なお、今谷明「増訂室町幕府侍所頭人並山城守護補任沿革考証稿」(同『守護領国支配機構の研究』法政大学出版局、一九八六年)では、基家の守護在職を示す徵証が限られていたが、【史料2】によつてそれを補うことができる。
- (16) 『蔭涼軒日録』延徳三年八月一日条・同四年四月一七日条・五月八日条。
- (17) 「政所賦銘引付」文明一〇年六月二九日条(『続史料大成』一一)。
- (18) 『大乗院寺社雜事記』延徳四年二月一日条・四日条や『後法興院記』同年二月一日条によると、基家は奈良に滞在しており、伏見まで赴いて政元と対面したのは使者の遊佐就盛であった。
- (19) 『宗長日記』大永六年九月条。
- (20) 「延徳三年目代盛増日記紙背文書」延徳二年七月二一日条(『北野天満宮史料』目代日記)。
- (21) 『美隆公記』永正元年八月一五日条・同四年六月二六日条・九月五日条・同月一一日条。
- (22) 『後法興院記』永正元年九月六日条。
- (23) 『美隆公記』永正一七年二月一三日条・大永三年一二月一九日条・同四年三月一〇日条。
- (24) 『実隆公記』大永五年七月五日条。
- (25) 醍醐寺文書七函三号(東京大学史料編纂所写真帳)。
- (26) 「再昌草」天文四年三月条(『桂宮本叢書』第一三卷)。「嚴助往年記」天文九年二月一〇日条(『改定史籍集覽』第二五冊)。「融雲寺結縁灌頂指図」(『醍醐寺叢書史料篇 建築指図集』第一巻、勉誠出版、一〇一二年)図版篇一〇二頁。解説篇四五頁。
- (27) 天文一二年六月付北村兵庫助宗堯申状(醍醐寺文書二六函一〇三号)。
- (28) 「頭人御加判引付」(『室町幕府引付史料集成』下巻二二七頁)。
- (29) 「嚴助往年記」永正一七年正月二四日条。「永正十七年記」同日条(『改定史籍集覽』第二五冊)。
- (30) 『実隆公記』大永八年八月一二日条。
- (31) 「嚴助往年記」天文七年正月条・二月五日条。前掲註(27)。『醍醐寺文書』一三四九号。勸修寺文書(東京大学史料編纂所影写本)のうち天文一四年一二月付密乗院田地売券案。
- (32) 前掲註(9)。
- (33) 「嚴助往年記」享禄五年七月一六日条。
- (34) 『言繼卿記』天文二三年閏正月五日条。『細川両家記』永禄一〇年一月条・同一年正月条(『群書類從』第一〇輯)によると、三奸義繼・松永久秀と三好三人衆が対立するなか、「伏見の津田」が久秀に味方し、義繼が「津田城」に入城したという。これに対し『言繼卿記』永禄二年正月八日条では、「河州津田・城州田辺・松永方へ一味云々、仍河内路通路無之」とする。『多聞院日記』永禄二年正月五日条でも、「津田城多聞山へ裏帰色立了」、則河州出口^ヲにて及一戰とする。多聞山から出口までの途上に河内津田は所在することか

(35) 「細川両家記」の「伏見」は誤解とみられる。

(35) 『地下家伝』五（日本古典全集刊行会、一九三八年）一六一一页。

(36) 『醍醐寺文書』二五四一號。

(37) 前掲註（27）。

(38) 「勘助往年記」永禄五年二月六日條。

(39) 『義演准后日記』文禄五年正月一三日條では「久次」と略称されるが、慶長

三年四月二六日條では「北村久次郎」と呼称される。

(40) 『義演准后日記』慶長五年五月一〇日條・七月一八日條・同一一年一一月一

○日條。

(41) 『義演准后日記』文禄五年正月一日條。同年正月一七日條に「左近丞」^{（北村）}、同年

四月二五日條に「北村助兵」^{（北村）}、慶長三年四月一〇日條に「北村源六郎」^{（北村）}、同五

年六月二一日條に「北村才次郎」が確認できる。そのほか天正四年（一五七六）

には、「北村弥二郎」「北村紹榮」「北村源六郎」「北村備前」といった名がみえ

る（『九条家文書』一九五三号・一九五五号）。

(42) 『義演准后日記』慶長六年一二月一七日條・同九年一月一四日條。「仍知」の法名は同一一年一〇月二四日條による。同四年七月一四日條で、阿弥陀仏三

尊開眼供養を義演に依頼する「北村宗喜」は、結縁灌頂を修した宗春と立場が

近いことから、おそらく嫡流で「仍知」と同一人物とみられる。

(43) 『京都府宇治郡誌』（京都府宇治郡役所、一九二三年）一八頁。

(44) 「禅林寺正遷歴代記 全」（西山禅林字報）第一八号、一九八五年）のうち

「禅林寺歴代前記」。

(45) 「勘助往年記」永正一七年正月一四日條・天文七年二月五日條。「永正十七年

記」正月一四日條。

(46) 『蔭涼軒日録』延徳四年七月四日條。

(47) 『蔭涼軒日録』延徳四年七月六日條。

(48) 賀茂別雷神社文書II-M-四〇号（東京大学史料編纂所写真帳）。文書番号は、『賀茂別雷神社文書目録』（京都府教育委員会、一〇〇三年）による。

(49) 『後法成寺関白記』永正五年九月五日條。

(50) 『九条家文書』一〇六三号裏文書。

(51) 九月七日付津田重定・片岡清憲連署書状（座田文書「東京大学史料編纂所影写本」）。

(52) 東寺百合文書ひ函二五号・を函五三三号・ミ函一四八号・ニ函三九九号・

キ函三一七号・キ函三一八号。

(53) 「鎮守八幡宮供僧評定引付」永正八年六月二六日條（東寺百合文書ね函四三号）。

(54) 抽稿「細川高国の近習と内衆の再編」（『史敏』通巻一三号、一〇一五年）。

(55) 東寺百合文書を函五一八号・五三三号。

(56) 『天文日記』天文五年五月三日條・同六年正月七日條・同七年正月一五日條・

同八年正月一四日條・一月一七日條・同一〇年三月四日條。「伏見津田与」の名は、同一〇年三月一〇日條の返事で判明する。

(57) 『天文日記』天文五年五月三日條・同六年正月七日條。

(58) 『音信御日記』天文八年二月一七日條（北西弘『一向一揆の研究』春秋社、

一九八一年）。

(59) 『天文日記』天文七年正月一五日條。

(60) 淀小皇子の動向については、拙稿「淀城と周辺の地域秩序」（古文書研究

第一号、一〇一六年）。木沢長政の動向については、拙稿「木沢長政の政治的立場と軍事編成」（小谷利明・「倉弘年編『南近畿の戦国時代』戎光祥出版、

- (61) 「賦引付」（『室町幕府引付史料集成』下巻三一頁）。西羽倉文書（東京大学史料編纂所影写本）。
- (62) 『お湯殿の上の日記』文明一九年六月一日条。
- (63) 『大徳寺文書別集真珠庵文書』一号・九号。
- (64) 「後慈眼院殿雑筆」（『九条家歴世記録』三、五六頁・一七〇頁～一七五頁・一六八頁・二六九頁）。
- (65) 『実隆公記』永正一七年五月二二日条。
- (66) 大徳寺黄梅院文書（東京大学史料編纂所影写本）。
- (67) 『実隆公記』大永三年一月三〇日条。同年一二月一九日条・同四年一月二七日条などによると、宗春はかつての与次と同様に鳥羽池田の代官もつとめている。
- (68) 「賦引付」（『室町幕府引付史料集成』下巻一〇一頁）。
- (69) 『お湯殿の上の日記』享禄二年五月一四日条。
- (70) 奥野高広「室町時代の皇室御経済運用機関」（同『皇室御経済史の研究』畠傍書き房、一九四一年）。
- (71) 『鹿苑日録』長享元年閏一月一四日条。
- (72) 「嚴助往年記」永正五年四月一四日条。「永正十七年記」四月一〇日条で十三回忌が確認できる。
- (73) 『宗長日記』大永四年四月条。『実隆公記』大永七年四月一日条。
- (74) 『言繼卿記』天文三年三月一八日条。
- (75) 『北野社家日記』明応二年三月三日条・一二日条。中西裕樹「戦国期・延徳年間における小畠氏の動向」（『丹波』第三号、一〇〇一年）。
- (76) 「延徳一年目代盛増日記」六月一六日条（『北野天満宮史料』目代日記）。
- (77) 『北野社家日記』長享三年二月九日条・延徳四年四月七日条。
- (78) 『大徳寺文書別集真珠庵文書』三号・四三四号・四六三号。
- (79) 『大徳寺文書別集真珠庵文書』九号。
- (80) 『大徳寺文書』一六七〇号。
- (81) 「別本賦引付」（『室町幕府引付史料集成』上巻四九八頁）。
- (82) 『宗長日記』大永四年四月一五日条・同六年四月条・一〇月条。「別本賦引付」（『室町幕府引付史料集成』上巻四九七頁）。「頭人御加判引付」（同上下巻一七八頁）。
- (83) ここには、北村氏の居館伝承地も存在する（福永清治「木村氏館」（中井均監修・城郭談話会編『図解 近畿の城郭』IV、戎光祥出版、二〇一七年））。また、北村の土豪を出自とする人物に、医者の北村宗龍やその孫にあたる北村季吟がいる（大谷雅彦編著『埋もれていた近江の医聖 北村宗龍』私家版、一九八六年・『野洲町史』第一巻七七三頁～七七六頁）。
- (84) 前掲註（70）奥野論文。『禁裏御倉職立入家文書』（京都市歴史資料館、二〇一二年）。
- (85) 「賦引付」（『室町幕府引付史料集成』下巻三一頁・三四頁）。
- (86) 「政所賦銘引付」文明九年一二月一七日条。
- (87) 「嚴助往年記」永正一五年六月一八日条。
- (88) 『日本歴史地名大系』第二五巻 滋賀県の地名（平凡社、一九九一年）二三一頁。
- (89) 「別本賦引付」（『室町幕府引付史料集成』上巻五一二頁）。
- (90) 抽稿「戦国期畿内政治史と細川権力の展開」（『日本史研究』第六四二号、二〇一六年）。